

募集要領

1 群馬県 SNS チャット相談研修業務の委託について

群馬県 SNS チャット相談研修を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式により事業者を募集します。

本要領は、その募集の内容、選定の手続等について定めます。

委託期間中、よりよい研修のあり方について共に考え、共に実現できることを期待しています。

2 委託業務の内容

(1) 業務名称 群馬県 SNS チャット相談研修業務

(2) 業務概要 **【委託仕様書】** のとおり

(3) 委託期間 令和6年7月1日から令和7年3月31日まで (※予定)

(4) 委託料の積算額上限 400千円 (消費税及び地方消費税を含む)

この積算額上限は、あくまで、本プロポーザルにおける企画提案書作成のための積算条件の一つであり、この範囲内で積算してください。なお、「10 注意事項」も参照のこと。

3 応募資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当していない者

(2) 破産宣告を受け復権していない者でない者

(3) 銀行取引停止処分を受けている者でない者

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づく再生手続の申立てがなされている者ではないこと

(5) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者

(6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

(7) 群馬県が実施する職員研修を実施することができる能力を有する者であること

4 参加表明書の提出

このプロポーザルに参加する事業者は、以下により、「プロポーザル参加表明書」(様式1)を提出してください。

(1) 提出方法 電子メール (電話にて着信確認を行ってください。) 又は持参

(2) 提出期限 令和6年6月12日 (水)

(3) 提出先 E-mail seikatsuka@pref.gunma.lg.jp (電話 027-226-2902)

群馬県生活こども部生活こども課男女共同参画室

住所 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 (群馬県庁12階)

5 企画提案に係る質問書

参加表明書を提出した事業者で、質問がある場合は、以下により、「プロポーザル質問書」(様式2)にて質問してください。

- (1) 提出方法 電子メール(電話にて着信確認を行ってください。)
- (2) 提出期限 令和6年6月12日(水)
- (3) 提出先 E-mail seikatsuka@pref.gunma.lg.jp(電話 027-226-2902)
- (4) 質問に対する回答

受け付けた質問の趣旨と回答は、「プロポーザル参加表明書」の提出者全員に、電子メール等にて送付します。ただし、軽微な質問については、質問者のみに口頭により回答する場合があります。

6 企画提案書の提出

参加表明書を提出した事業者は、以下に基づき、研修に関する企画提案書を提出してください。

(1) 提出書類

- (ア)企画提案書表紙(様式3)
- (イ)応募事業者の概要(様式4)
- (ウ)応募事業者の研修実施実績(様式5)
- (エ)委託研修のカリキュラム案(様式6)
- (オ)講師調書(様式7)
- (カ)委託費用積算書(様式8)
- (キ)暴力団排除に関する誓約書(様式9)(※)
- (ク)登記事項証明書(現在事項全部証明書)(※)
- (ケ)直近の決算に係る財務諸表(※)
- (コ)会社概要等事業者の概要がわかるもの(パンフレット等)(任意様式)
- (サ)研修の参考資料等(任意様式)

*各様式について、記入欄が足りない場合は複数枚にしても結構です。

*その他、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

※(キ)(ク)(ケ)については、「令和5・6年度物品等購入契約資格者名簿」搭載者は提出不要です。

(2) 提出方法

- (ア)提出部数 5部(基本的にA4判 正本1部、副本4部)
(様式3及び様式9については1部で可)
- (イ)提出方法 郵送((簡易)書留にすること)又は持参
持参の場合は、平日の8:30~17:15に来課してください。
- (ウ)提出期限 令和6年6月26日(水) 17:15必着

(エ)提出先 群馬県生活子ども部生活子ども課男女共同参画室

住所 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 (群馬県庁12階)

7 審査

(1) 審査方法

県が別に設置する審査委員会が、企画提案書の内容を審査します。審査は書類審査のみとし、事業者からのプレゼンテーションは実施しません。ただし、審査する上で必要が生じた場合に、ヒアリング等を実施することがあります。

(2) 審査項目及び配点

資料「群馬県 SNS チャット相談研修業務に関する企画提案の審査について」のとおり

(3) 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法

審査結果に基づき、評価点の合計が最高点の事業者を最優秀提案者として選定します。

(4) 審査結果は、応募事業者すべてに通知します。

8 契約締結等の手続

県は、上記により決定した最優秀提案者を契約相手とする前提で、業務内容、経費等について協議を行います。必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することもあります。当該協議が不成立の場合は、次に評価の高い応募者と協議を行う場合があります。

9 スケジュール（予定）

- | | | |
|-----|--------------|--------------------------------|
| (1) | 令和6年5月28日（火） | 群馬県ホームページで公告、本プロポーザル募集要領等の配付開始 |
| (2) | 令和6年6月12日（水） | プロポーザル参加表明書、プロポーザル質問書の提出期限 |
| (3) | 令和6年6月26日（水） | 企画提案書の提出期限 |
| (4) | 令和6年7月中旬 | 審査委員会、選定結果の通知 |

10 注意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て事業者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は返却しません。
- (3) 提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用いたしません。
また、選定に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (4) 提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差替えは一切認めません。
- (5) 提出された書類等に虚偽がある場合は、失格とすることがあります。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがあります。
- (6) 参加表明書を提出した事業者が、企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、このプロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

- (7) このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とします。
- (8) 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがあります。この場合においても、受託者の損害を補償することはいたしません。

11 担当所属

群馬県生活子ども部生活子ども課男女共同参画室

住所 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 (群馬県庁12階)

電話 027-226-2902 FAX 027-226-2100 E-mail seikatsuka@pref.gunma.lg.jp